



第8回会合における事業者からの主な発言

2022年1月24日
事 務 局

個人関連情報は、法規制が増えたものではなく、取扱いを明確化するために導入されたものである。現状においても、デバイスロケーションデータとされているもので、様々な外部情報との照合を含めて、個人情報になり得るものがあると思われる。そのような情報の蓄積によって個人情報化するデバイスロケーションデータをどのように判断されているのか。【佐藤構成員】

一般社団法人LBMA Japan

- 現状において、個人情報と紐付くデータ及び紐付き得るデータは、全て個人情報として扱い、デバイスロケーションデータ単体としては扱うことができないとしている。改正個人情報保護法において、個人関連情報という定義がなされたことを受けて、現状個人情報として扱われているものが、「個人情報」と「個人関連情報」に細分化される認識である。

7ページのデバイスロケーションデータの説明において、「GPS/WiFi/Beaconなど」と記載があるが、IPアドレスも含まれるのか。【太田構成員】

一般社団法人LBMA Japan

- 当団体において、「デバイスロケーションデータ」は、スマートデバイスを通して取得される情報のうち、位置情報、明確に言うと、緯度経度、時間、精度を含むものと定義付けているため、IPアドレスは対象外である。

10ページにおいて、「デバイスロケーションデータは、～『許諾を得たユーザの端末』から取得されています。」と記載があるが、位置情報のSDKを提供している場合に、許諾を得ているかについては怪しいように思う。貴団体のガイドラインにおいては、SDKであっても明示的に許諾を取るようになっているのか。【太田構成員】

一般社団法人LBMA Japan

- SDKを含んだアプリケーションの場合であっても、そのSDKが何を取得するかについて、利用者に対して明確に提示する及びそれをもって許諾を得ることを推奨しているため、SDK単体というよりは、SDKを含んだアプリケーションで許諾を取る形となっている。

12ページの貴団体のガイドラインについて、一個人としても、きちんとガイドラインを守っているのか等を確認するためにも、一般公開いただきたい。なぜ、貴団体メンバー限定としているのか。【太田構成員】

一般社団法人LBMA Japan

- メンバー企業内で議論し、莫大な時間を使ってまとめ上げているものであるとともに、来年4月に向けて改定を予定しているため、メンバー限定としているが、将来的に公開することも含めて検討していきたい。

貴団体のガイドラインについて、メンバー企業が守っているかの確認は、どのようにモニタリングしているのか。【太田構成員】

一般社団法人LBMA Japan

- 年1回メンバー企業に対するヒアリングを行っており、ガイドラインの項目ごとに、現在の遵守状況を報告いただくことで、モニタリングとさせていただいている。

デバイスロケーションデータとして整理されたのは、利用者の理解のために非常に良いことである。その上で、位置情報の精度・頻度・追跡期間といったパラメータ、何を使って取得するのか、ほかの利用者情報と一緒に何を取得するのかを明らかにされる方が良いのではないか。【高橋構成員】

一般社団法人LBMA Japan

- どのような種類の位置情報を取得しているのか、精度・頻度・追跡期間・保存期間、ほかにどの情報を取得しているのかについても、プライバシーポリシーに記載することを、ガイドラインにおいて規定している。

貴団体は、グローバルに活動されているところ、グローバルなルールと日本におけるガイドラインの関係はどのようになっているのか。何かグローバルなルールを参照しているのか。日本独自の部分があるのか。【小林構成員】

一般社団法人LBMA Japan

- 日本におけるガイドラインを作成する中で、CCPAやGDPRに対して、それぞれ北米やヨーロッパのチャネルがどのようなことをしているのかについて議論を重ねてはいるものの、日本独自のルールというものはなく、日本の個人情報保護法に照らしたルール作りをすることで対応している。

決済データのように、NFCでタッチしたポイントも、ある意味デバイスデータと言えると考えているところ、このようなものもデバイスロケーションデータの対象となるのか。【小林構成員】

一般社団法人LBMA Japan

- 現行のデバイスロケーションデータとしては、経度・緯度・精度を前提に考えているため、そのようなものを取得できる状態を使い、例えば、オフィス内で社員がどのように動いたのかを分析するような場合で、NFCを使うものを対象とすることはある。

ロケーションデータについて、通信の準備段階のデータについては、通信の秘密に該当するのかが議論となることがあるが、そのようなところまで踏み込んだ検討をしていれば、教えていただきたい。【小林構成員】

一般社団法人LBMA Japan

- おそらく通信の準備段階としてのWi-Fiのプロブリエストのことかと思うが、Wi-Fiについては、明らかなオプトインが取れない問題があるため、ガイドラインにおいては、パンフレットを掲示することをもって利用者に対するオプトインの代替としている。
- その一方で、オプトアウトができないことについては、別途の課題となっている。

法人のIoTセンサーに入っている通信デバイスの位置情報のような、個人に関する情報とすら言えなさそうなものは、ガイドラインの対象外か。例えば、株式会社ソラコムSIMカードは、位置情報管理画面があるが、このようなものは対象となっているのか。【板倉構成員】

一般社団法人LBMA Japan

- 法人かどうかは別として、例えば、Beacon等の位置情報データをデバイスロケーションデータの対象とすることはある。しかし、例えば、社員の位置情報となると、完全に個人情報にあたる部分もあり、個人情報と紐付いた状態のデータについては、デバイスロケーションデータ単体としては整備していない。
- デバイスロケーションデータは、電気通信事業法及び個人情報保護法の対象外においても、しっかりとガイドラインを定義するという考えに基づいており、法人のIoTセンサーに入っている通信デバイスは、議論の対象となっていない認識である。

8ページにおいて、「Data Processorとして行う業務以外には行わない」と記載がある。7ページに記載のtd_global_idは、貴社のサービス利用企業で、横断的に同じIDになると認識しているため、各サービス利用企業のデータを紐付けることはできると思うが、そのようなことはしないという認識で良いか。【太田構成員】

トレジャーデータ株式会社

- 弊社側で顧客企業のデータ同士を紐付けるようなことは、一切行っていない。

トレジャーデータが発行されたIDで、トレジャーデータ自身が名寄せはしないという御回答があった。それに対して顧客企業が、トレジャーデータが発行したIDを使って他社のデータとの名寄せを制限しているのか。【佐藤構成員】
例えばA社がトレジャーデータを使っており、B社がトレジャーデータを使っている場合で、A社とB社が「td_global_idでデータ連携できますね」と言って、A社とB社が、トレジャーデータが知らないところでデータの受け渡しをしているという事例はないのか。td_global_idを作らず、顧客ごとにIDを作ったりすれば、容易に防げることだと思うが。【太田構成員】

トレジャーデータ株式会社

- そのようなデータ連携の問題点や、個人の権利や利益が害されるおそれのあるデータ連携を行ってはいけないという説明は顧客に対して行ってはいるが、td_global_idによるデータの突合自体を防ぐような機能としてはあまり有効なものはない。
- 今後ブラウザ側の仕様の変更により、サードパーティークッキー自体がなくなるので、そのようなことも自ずとできなくなる。そのような変化が起きることを弊社の顧客も理解しており、自社のIDやファーストパーティータデータを現在以上に活用すべきであることを積極的に発信し、そのための機能も拡充している。御指摘の方向性での変化を促していきたいと考えている。

td_global_idによる企業間突合はしないとしても、外部の広告プラットフォームにつなぐ際に、td_global_idを介してデータを渡しているケースもあるのではないかと。その場合、td_global_idで突合をしているため、データプロセッサとは言えないのではないかと。どのような解釈で、データプロセッサと整理しているのか。【太田構成員】

トレジャーデータ株式会社

- データプロセッサとはデータコントローラー（本件の場合は弊社のお客さま）の指示に基づいてデータを処理するものことである。td_global_idは弊社製品の機能の一つであり、弊社ではなくお客さまが使用する機能になる。

サードパーティクッキーであるtd_global_idが、Chrome等で使えなくなった際に、貴社として、メールアドレス等をハッシュ化したもので突合するようなソリューションを提供する計画があるか。【太田構成員】

トレジャーデータ株式会社

- そのようなソリューションを提供する予定はない。

13ページにおいて、ユーザー企業側でオプトアウト画面などの準備をいただくような記載となっているが、ユーザー企業側で準備されるケースはあまり見かけないため、貴社で用意することが望ましいのではないかと。【太田構成員】

ユーザー企業側でオプトアウト画面の準備をする際に、貴社として、どうあればエンドユーザーに分かりやすいか等の知見を有しコンサルテーションされているのか。【沢田構成員】

トレジャーデータ株式会社

- 本日御説明したConsent Management Solutionの機能を提供する際に、一部の設定が簡易にできるようにするとともに、クッキーを使うかについての同意は、実務上CMPとの連携で行っていただくケースも多いため、しっかりとCMPツールのベンダーとも連携していきたい。

コンセントマネジメントにおける同意を非常に重要視されていると理解したが、同意の有効期限はどのようになっているのか。有効期限を一律に決めるのではなく、ユーザーがコントロールできるダッシュボードを用意すればいいという考え方なのか。【沢田構成員】

トレジャーデータ株式会社

- 現時点では、ユーザーが同意のステータスを後から変更できるような機能を提供する方向性で考えている。
- 法令上、同意の有効期間が規定された場合は、もちろん対応していきたい。

貴社の基本的な考え方としては、ツールの提供という形だとは思いますが、これらを悪用したり、間違った使い方をした場合、どのように対応されているのか。プラットフォーム的な観点になってくるかと思うが、その場合に、何らかのモニタリングのようなことはされているのか。【寺田構成員】

トレジャーデータ株式会社

- 弊社のデータプロセッサという位置付け上、お客様が実際どのようなデータを使っているか、実際に格納されているデータを見ることはしない。一方で、カスタマーサクセスのメンバーがお客様と日々折衝する中で、御利用状況や施策について伺う際に、もし何かプライバシー上の問題に繋がる恐れのあること、迷っていることがあるという話があれば、社内で共有され、例えば弁護士の先生を御紹介したりするというような対応をしている。
- データレベルでの中をのぞいてのモニタリング自体は行っていないが、資料の配布や打ち合わせ等のコミュニケーションを通じての啓蒙活動等を行っている。

クライアント企業が、個人情報等をきちんと守る企業かどうかの選別をされているのか。契約のみで縛っているのか、それとも何らかの調査をされているのか。【寺田構成員】

トレジャーデータ株式会社

- ある企業と新規に取引を行う際には社内規定に沿った対象企業の調査を行っている。また契約内で各国の関連法令を遵守することを定めている。

4ページにおけるCDPのサービスについて、一番左側のところのデータ収集・連携機能のところ、例えば一番上は顧客／会員データ、その次が購買データ、その次がCRMデータとなっており、これは貴社のお客さん、その顧客企業が元々持っているものだとして理解した。それと違って下の方には、ソーシャルデータやWebデータ、外部データなどがあり、このようなものは、このCDPの機能を使って外から取ってくる、つまり貴社として集められたパブリックDMPがあるわけではないと伺ったが、その外部のパブリックDMPのベンダー等から買ってきたり、あるいはSNSのデータを集めているところから買ってきたりすることができる機能なのか。それとも、もう少し個別に貴社の顧客企業が、自力でSDKなどを使って集めたりできるようなものなのか。おそらくはもともと顧客企業が持っていないデータが、どのように集められるようになっているのか。この青い矢印で示されているデータ収集のところについて教えていただきたい。【森構成員】

トレジャーデータ株式会社

- DMPやSNSからのデータ収集は、各広告プラットフォームが用意しているAPI等を介して広告の配信のレポートを取り込む形になっている。こちらは広告プラットフォームと契約をされていれば、基本的には広告主の方は利用できるものになっているはずである。
- 外部から買い付ける場合は、当社がその契約のサポート等を行うわけではなく、データプロバイダーとCDPを利用されている企業様が直接契約を結ぶ。弊社はデータの受け渡しをする際の機能を提供している。例えばクラウドプラットフォーム上にデータを置いてある場合に、そのデータを顧客が利用しているCDPに取り込むためにクラウドプラットフォームと接続する機能を持っているため、新規の開発業務等を行わずともデータの取り込みができるような形になっている。当社自体が何かデータの販売のマーケットプレイス等を持っているわけではない。

17ページにおいて、顧客企業が適正なデータ管理をしているかどうかに関する説明は文書で行っているとあるが、それ以外の対応をお聞きしたい。例えば、具体的に利用者から何か問合せがあった場合に、このように管理すべきであったり、逆にこのようなやり方にしなければいけないというような、アドバイスなのか、そのような支援などはされているのか。【古谷構成員】

トレジャーデータ株式会社

- 部分的に行っている。例えば個人情報保護法の改正等があった際に、その内容をまとめて資料化し、当社から御説明する。弊社自身が法律的に踏み込んだ話ができないため、別途弁護士の方をお呼びしたセミナーを行うという形で、専門家が説明する機会も設けている。

最初何か新しく変わったり、何かした際に、貴社から説明はするが、逆にユーザーや顧客企業から何かあった際に、アドバイスみたいなところまではやっていないということか。【古谷構成員】

トレジャーデータ株式会社

- 御理解のとおりである。